

多摩シルバーハウスデイサービスセンター 及び予防通所介護相当サービス運営規定

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ゆずの木が設置する多摩シルバーハウスデイサービスセンター（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護、及び予防通所介護相当サービス（以下「指定通所介護等」という。）の事業（以下「事業」という。）及び適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、介護職員、機能訓練指導員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の従業者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って総合的なサービスの提供に努める。

3 予防事業については、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 多摩シルバーハウスデイサービスセンター
- (2) 所在地 東京都八王子市上柚木1550番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者（1名）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 従業者 生活相談員（1日あたり1名以上）
介護職員（1日あたり4名以上）
機能訓練指導員（1日あたり1名以上）
看護職員（1日あたり1名以上）

従業者は、事業又は予防事業の業務に当たる。

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護等の利用の申込みに係る調整、他の従業者に対する相談助言及び技術指導を行い、また他の従業者と協力して通所介護等の計画又は作成等を行う。

(3) 機能訓練指導員

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

(4) 事務員等

事務員等は、従業者の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から土曜日、及び祝日（12月31日から1月3日を除く）
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分
- 3 サービス提供時間帯

午前9時45分～午後16時15分

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、1日25人とする。

(指定通所介護の内容)

第7条 指定通所介護の内容は、次のとおりとする。

(1) 身体介護に関すること

日常生活動作の程度によって、身体の介護に関する必要な支援及びサービスを提供する。

- ①排せつの介助
- ②移動、移乗の介助
- ③その他必要な身体の介護

(2) 入浴に関すること

家庭における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ①衣類着脱の介助
- ②身体の清拭、洗髪、洗身
- ③その他必要な入浴の介助

(3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事サービスを提供する。

- ①食事の準備、配膳下膳の介助
- ②食事摂取の介助
- ③その他必要な食事の介助

(4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本動作を獲得す為の訓練を行う。

(5) アクティビティ・サービスに関すること

生きがいのある、快適で豊かな日常生活を送るために必要な支援及びサービスを提供する。

- ①レクリエーション
- ②音楽活動
- ③制作活動
- ④行事的活動
- ⑤体操
- ⑥養護

(6) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対して、必要な支援及びサービスを提供する。

- ①移動、移乗動作の介助
- ②送迎

(7) 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における身上、介護等に関する相談及び助言を行う。

- ①疾病や障害に関する理解を深めるための相談、助言
- ②日常生活動作や具体的な介護方法に関する相談、助言
- ③自助具や福祉機器、住宅環境の整備に関する相談、助言
- ④その他在宅生活全般にわたる必要な相談・助言

(予防通所介護相当サービスの内容)

第8条 予防通所介護相当サービスの内容は、次のとおりとする。

- (1)利用者における介護予防に関する理解を支援し、介護予防目標の自己実現への意欲向上を支える。
- (2)利用者または介護予防支援事業者が作成する介護予防サービス計画(運動機能の向上、栄養改善、口腔機能の改善等)に基づき、自ら意志に基づいて介護予防プログラムに参加するよう支援する。
- (3)利用者の日常生活における介護予防の取組の継続、定着を支援する。
- (4)利用者の目標達成度の評価を行い、関係機関に報告する。

(利用契約)

第9条 指定通所介護等の提供の開始に当たっては、あらかじめ利用者及びその家族等に対して面談の上、サービス利用契約書の内容に関する説明を行い、両者及び家族の同意の下に利用契約を締結するものとする。

(利用料等)

第10条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割、3割の額とする。

- 2 指定通所介護等にかかるその他の費用として、別紙に掲げる費用の支払を受けることができるものとする。

- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明を行い、支払いに同意する文書に署名（記名押印）を受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第 11 条 通常の事業の実施地域は、八王子市内とする。

（サービスの利用に当たっての留意事項）

第 12 条 利用者が指定通所介護等を受けようとするときは、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

（緊急時等における対応方法）

第 13 条 従業者等は、指定通所介護等を実施中に、利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに、速やかに主治医に連絡する等必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

- 2 指定通所介護等を実施中に天災その他災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

（非常災害対策）

第 14 条 非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に非難、救出その他必要な訓練を行う。

（衛生管理及び従業者等の健康管理等）

第 15 条 事業所は、衛生管理に十分留意し、必要な措置を行うものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識を習得させるため、必要な教育に努めるものとする。
- 3 事業所は、従業者に年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

（秘密の保持）

第 16 条 事業所は、業務上知り得た契約者、利用者並びにその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する官憲の命令による場合並びに別に定める文書（情報提供同意書）により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する。

- 2 職員は業務上知り得たお客様またはその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする。

（苦情対応）

第 17 条 事業所は、提供した指定通所介護等に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置)

第 18 条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待等の防止のため、次の措置を講じるものとする。

- 1 従業者に対する虐待の防止を啓発、普及するための研修の実施
- 2 事業所は、従業者または養護者（日常的に世話をしている家族、親族、同居人等、利用者を現に用語する者）により虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市区町村に通報する。また、利用者に対する虐待の早期発見のため、行政が行う調査等に協力する。

(成年後見制度の活用支援)

第 19 条 事業所は、利用者と適正な契約手続きを行うため、必要に応じ、成年後見制度の利用方法や関係機関の紹介など、成年後見制度を活用できるよう支援する。

(暴力団の排除)

第 20 条 事業所は、事業又は予防事業の活動により暴力団の活動を助成し、または暴力団の運営に資する事のないよう暴力団を排除し、利用者が安心してサービスの利用が出来る環境整備する。

(その他運営についての重要事項)

第 21 条 事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 2 か月以内

(2) 継続研修 年 2 回以上

- 2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人ゆずの木と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。